

議案第 87 号

令和5年度芽室町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度芽室町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,192,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月31日提出

芽室町長 手島 旭

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,471,866	53,508	1,525,374
	2 国庫補助金	649,375	53,508	702,883
19 寄附金		408,029	38,824	446,853
	1 寄附金	408,029	38,824	446,853
20 繰入金		658,617	21,300	679,917
	1 基金繰入金	658,617	21,300	679,917
歳入	合計	14,079,345	113,632	14,192,977

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		79,958	1,008	80,966
	1 議会費	79,958	1,008	80,966
2 総務費		1,541,920	109,282	1,651,202
	1 総務管理費	1,476,554	109,282	1,585,836
9 教育費		1,994,535	1,001	1,995,536
	4 社会教育費	156,930	1,001	157,931
13 予備費		61,084	2,341	63,425
	1 予備費	61,084	2,341	63,425
歳 出	合 計	14,079,345	113,632	14,192,977

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	1,471,866	53,508	1,525,374
19 寄附金	408,029	38,824	446,853
20 繰入金	658,617	21,300	679,917
歳入合計	14,079,345	113,632	14,192,977

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	79,958	1,008	80,966	0	0	0	1,008
2 総務費	1,541,920	109,282	1,651,202	53,508	0	39,124	16,650
9 教育費	1,994,535	1,001	1,995,536	0	0	1,000	1
13 予備費	61,084	2,341	63,425	0	0	0	2,341
歳出合計	14,079,345	113,632	14,192,977	53,508	0	40,124	20,000

(款)16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1総務費補助金	329,814	53,508	383,322	1総務管理費補助金	53,508	009 物価高騰重点支援地方交付金 001 物価高騰重点支援地方交付金
計	649,375	53,508	702,883			

(款)19 寄附金 (項) 1 寄附金

1総務費寄附金	408,029	38,824	446,853	1総務費寄附金	38,824	001 ふるさと応援寄附金 001 ふるさと応援寄附金 002 企業版ふるさと納税 001 企業版ふるさと納税	37,524 37,524 1,300 1,300
計	408,029	38,824	446,853				

(款)20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

1寄附金管理基金繰入金	206,193	1,300	207,493	1寄附金管理基金繰入金	1,300	001 寄附金管理基金繰入金 001 寄附金管理基金繰入金	1,300 1,300
6財政調整基金繰入金	40,000	20,000	60,000	1財政調整基金繰入金	20,000	001 財政調整基金繰入金 001 財政調整基金繰入金	20,000 20,000
計	658,617	21,300	679,917				

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
1議会費	79,958	1,008	80,966				1,008	8 旅費	787	議会運営活動事業 1,008
								13 使用料及び賃借料	213	08 旅費 787
								18 負担金補助及び交付金	8	004 特別委員会費用弁償 566
										008 その他費用弁償 124
										009 職員旅費 97
										13 使用料及び賃借料 213
										002 バス借上料 186
										003 自動車借上料 27
										18 負担金補助及び交付金 8
										050 諸会合負担金 8
計	79,958	1,008	80,966				1,008			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	468,785	38,824	507,609			38,824		24 積立金	38,824	寄附金管理基金管理事務 38,824
				(寄)ふるさと応援寄附金		37,524				24 積立金 38,824
				(寄)企業版ふるさと納税		1,300				001 寄附金管理基金積立金 38,824
5企画費	334,911	16,950	351,861			300	16,650	7 報償費	5,888	ふるさと納税特典贈呈事業 16,650

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 道 支 出 金	地方債	その他				
				(入) 寄附金管理基金繰入金	300					
							10 需用費	300	07 報償費 5,888 001 ふるさと納税特典贈呈事業報償 5,888	
							11 役務費	9,369	11 役務費 9,369	
							12 委託料	1,393	002 郵便料 9,102 022 インターネット公金支払取扱手数料 267	
									12 委託料 1,393 021 ふるさと納税寄附管理業務委託料 1,393	
									シティブロモーション推進事業 300	
									10 需用費 300 006 印刷製本費 300	
12物価高騰対策費	384,043	53,508	437,551	53,508			10 需用費	67	物価高騰対策社会福祉事業 53,508	
				(国) 物価高騰重点支援地方交付金	53,508		11 役務費	441	10 需用費 67 001 消耗品費 4	
							18 負担金補助及び交付金	53,000	006 印刷製本費 63 11 役務費 441 002 郵便料 141 021 自動振替手数料 300	
									18 負担金補助及び交付金 53,000 031 物価高騰対策補助金 53,000	



(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
計	1,476,554	109,282	1,585,836	53,508		39,124	16,650			

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

3図書館費	41,303	1,001	42,304			1,000	1	13 使用料及び 賃借料	1,001	図書・視聴覚資料の貸出・保 存事業 1,001 13 使用料及び賃借料 1,001 013 電子図書使用料 1,001
				(入) 寄附金管理基金繰入金 1,000						
計	156,930	1,001	157,931			1,000	1			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

1予備費	61,084	2,341	63,425				2,341			
計	61,084	2,341	63,425				2,341			

# 物価高騰対策社会福祉事業

資料 1

## 1 事業の目的

令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援を補足する給付として、住民税均等割のみの課税がなされている世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算が実施されることとなり、物価高に切実に苦しんでいる低所得者を支援する。

## 2 事業の概要

### (1) 住民税均等割のみの課税がなされている世帯への給付

- ・ 対 象 基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ・ 給付金額 1世帯につき10万円
- ・ 給付時期 3月上旬給付開始

### (2) 低所得者の子育て世帯への加算

- ・ 対 象 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金給付の対象となった世帯の世帯員である18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))
- ・ 給付金額 1人当たり5万円
- ・ 給付時期 非課税世帯への7万円給付開始後に対象者確認作業を行い給付する予定

## 3 担当

健康福祉課社会福祉係